

台風等異常気象時における生徒の登下校について

(「生徒手帳」23～24 ページ記載)

1 特別警報が発表された場合 (2013年8月30日より特別警報が始まりました。)

(1) 登校以前に特別警報が発令された場合

- ① 授業を行わず、休業にする。
- ② 特別警報がその日のうちに解除された場合も、授業は行わない。

(2) 登校後に特別警報が発令された場合

即刻授業を中止し、生徒の生命・安全を確保し、下校又は校内に留め置き等最善の対応を行う。

(3) 校内に留め置き、特別警報が解除された場合

災害の状況及び交通機関、通学路の状況等から、安全に下校させうると判断できるまで留め置く。

(4) 特別警報解除後の授業の開始について

学校から携帯メール(あんしんメール)、災害伝言ダイヤル、本校HPを通じて連絡する。

ただし、通学路の状況や交通機関の途絶により登校が困難な生徒は、登校しなくてよい。

2 暴風警報が発表された場合

(1) 本校生徒の自宅所在地である『尾張東部(名古屋市など)』『尾張西部』『知多地域』の市町村において、一カ所でも「暴風警報」が発令されている場合

- ① 始業時刻2時間前(午前6時30分)までに暴風警報が上記全ての市町村において解除された場合は、平常通り授業を行う。
- ② 始業時刻2時間前(午前6時30分)から午前11時までに暴風警報が上記全ての市町村において解除された場合は、解除後2時間を経て授業を始める。
- ③ 午前11時以降も暴風警報が上記いずれかの市町村において発令されている場合は、授業を行わない。

※上記①②の場合でも、道路の冠水・河川の増水等により登校が危険なときや、交通機関の途絶等により登校が困難な生徒は、安全が確保できるまで登校しなくてよい。

(2) 生徒の登校後に暴風警報が発令された場合

- ① 気象・交通機関及び通学路の状況等から生徒を安全に帰宅させうると判断したときは、授業を中止し速やかに下校させる。
- ② 通学路や交通機関の状況により、帰宅が困難と認められるときは、安全に下校させうると判断できるまで校内に留め置く。